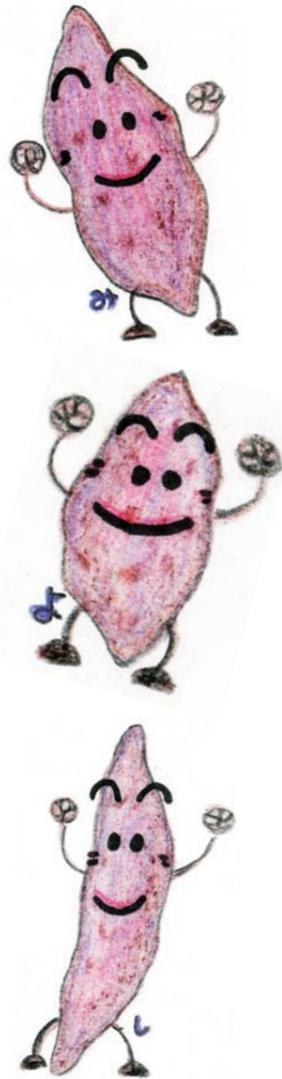


# 「11月11日」は何の日かご存知ですか？

介護について理解と認識を深め、介護従事者、介護サービス利用者及び介護家族を支援するとともに、利用者、家族、介護従事者、それらを取り巻く地域社会における支え合いや交流を促進する観点から、「いい日、いい日、毎日あったか介護ありがとう」にかけて「介護の日」に決まりました。

町では高齢者の皆さんが、地域でいきいきと暮らしているよう、介護予防事業の一つとして「みよし いもっこ体操」を実施しています。いもっこ体操が、各地域に広まることにより住民のみなさんが気軽に参加できる場所が増え、高齢者の閉じこもり予防になればと考えています。そのため、地域の方の支え合いが必要です。皆さんのご協力をよろしく願います。

高齢者支援課（地域包括支援センター）  
 （内線188・189）  
 保健センター ☎258-1236



## いもっこ体操とは？

住民代表と、町内医療機関等で作成した高齢者向けの体操です。次のような効果があります。

- ・筋力強化
- ・関節の柔軟性を高め、歩行パランスを良くする。（転倒予防）
- ・体操を通して仲間も増える。（閉じこもり・うつ・認知症予防）

## いもっこ体操地域サポート養成講座を開講します

高齢者の介護予防のためのボランティア活動に興味のある方の参加をお待ちしています。

※保健センターへ電話にて申込み

場所 藤久保公民館ホール  
 定員 30名 参加費 無料  
 日時・内容・【講師】

- ・1日目 11月26日(水)、13時30分～15時30分
- ・介護予防についての基本的理解
- 【医師】
- ・実技
- ・2日目 12月10日(水)、13時30分～15時30分
- ・高齢者の筋力トレーニング
- 【理学療法士】
- ・実技
- ・3日目 12月17日(水)、13時30分～15時30分
- ・高齢者の身体機能を高めるには
- 【健康運動指導士】
- ・実技
- ・4日目 1月14日(水)、13時30分～15時30分
- ・高齢者に忍び寄る栄養問題
- 【管理栄養士】
- ・実技

## 生活機能評価受診結果について

介護予防生活機能評価健診の結果は、ご自宅に郵送しております。

生活機能評価判定において「生活機能低下あり」と判定された方につきましては、地域包括支援センター職員がご自宅を訪問させていただきます、介護予防教室にお誘いすることがあります。一人で外出することが難しい方についても、理学療法士の訪問指導等、状況に合わせた介護予防事業をご紹介します。

「生活機能低下なし」と判定された方でも、体力に自信がない、足の筋力の衰え等を心配されている方でも、介護予防事業に参加できます。まずはご相談ください。

問い合わせ 高齢者支援課（地域包括支援センター）  
 （内線188・189）

## 平成20年10月1日から

# 『こども医療費支給事業』年齢拡大！ 小学生から中学生まで（入院のみ）

少子化対策・子育て支援として  
 子育て家庭への経済的支援のため、今年度の10月診療分から中学生（1～3年生）の医療費の入院分の一部支給をいたします

問い合わせ こども家庭課児童福祉係（内線164）



## ※平成19年4月診療分から小学生（1～6年生）の医療費の入院・通院分の一部を支給しています

- こども医療費支給事業 小学校1学年就学から、中学校3学年修了前までのお子さんが対象です。（満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで。）
  - 登録申請 小学校1年生から中学校3年生の子どもがいる保護者
  - 医療費申請方法 診療費を一時立替えた後、領収書を持参して申請窓口へ
  - 小学生は入院・通院、中学生は入院のみの診療費を一部負担します（受給者証は発行しません）
- ※登録申請は、こども医療費の窓口申請をする時に一緒にできます。（医療費の申請の時効は、診察月の翌月から5年後です。）

## ひとり親家庭等の医療費助成について

町では、母子・父子家庭等のひとり親家庭のみなさんが病気やケガで医療機関にかかった場合、その医療費の一部を助成しています。

【新規に申請される場合】 助成を受けるには申請が必要となります。

対象者 母子家庭、父子家庭、親がいないため親に代わってその子どもを育てている養育者家庭、または父（母）に一定の障害がある家庭 ※18歳に達した日以後の最初の3月31日まで（障害20歳未満）を養育している家庭は所得制限があります。

助成内容 保険診療にかかる一部負担金 ※高額療養費、附加給付金、自己負担金を除く。

自己負担金 通院1か月につき1,000円まで（医療機関ごと）入院1日につき1,200円

※市町村住民税非課税者については免除されます。

※学校におけるケガについては、治癒までにかかった費用（薬局調剤分含む）が1,500円を超える場合は対象外となります。（学校に申請ください。）

（申請の詳細については、児童福祉係までお問い合わせください。）

【更新にかかる現況届の提出について】

受給者証の有効期間が1月～12月のため、毎年11月に更新手続きに必要な受給資格の確認を行っています。該当される方には提出書類等を郵送いたしますので、手続きを行ってください。

なお、平成20年度（平成19年分）所得申告が未申告の方は、審査ができませんので至急、申告を行ってください。（8月の児童扶養手当現況届が済んでいる方は、手続きは不要です。）

問い合わせ こども家庭課児童福祉係 内線（165）